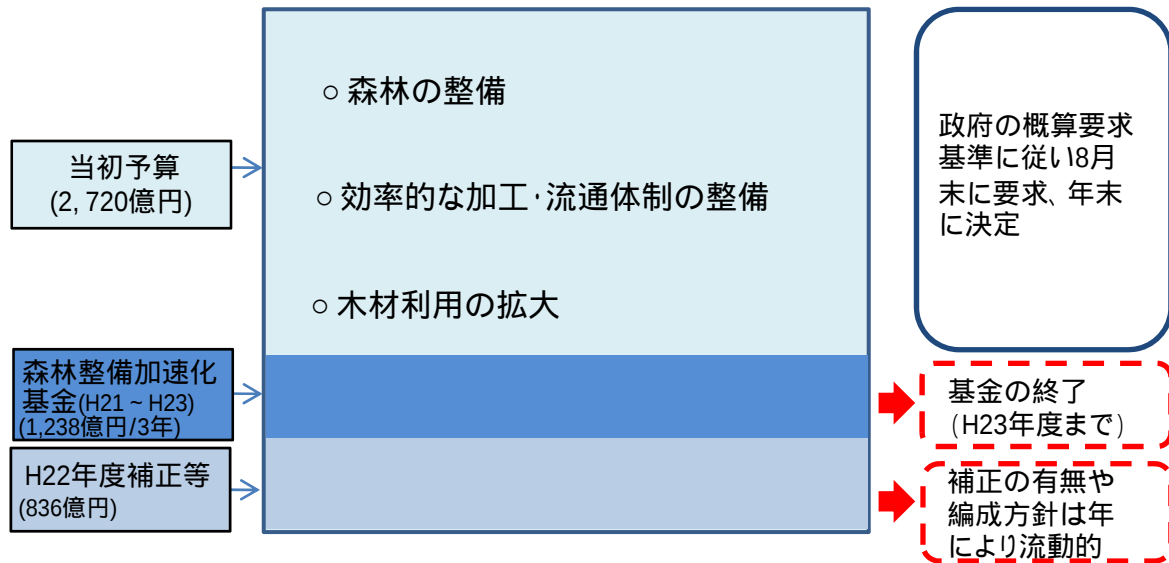


森林・林業基本計画の実行について

林野庁予算(23年度)



24年度以降必要な事業量等

- 路網整備の加速化
1万3千km/年(H23) → 2万4千km/年
- 効率的な加工流通体制の整備等による国産材の供給拡大
・35万m³/年(H23) → 150万m³/年
- エネルギー利用等の促進による木質バイオマス利用の拡大
・10万m³/年(H22) → 60万m³/年
- 公共建築物の木造化の推進
・7.5%(床面積ベース、H20) → 24%
- 国際約束の達成に必要な間伐の実行
・平成24年度: 56万ha
平成24年度以降も、適切に間伐を実施することが必要

うち 森林吸収源対策



平成23年度税制改正大綱について

< 平成23年度税制改正大綱 >

○ 地球温暖化対策のための税の導入

・我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入。

・具体的な手法としては、現行の石油石炭税にCO2排出量に応じて税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

○ 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討。

< 税制改正法案 >

・石油石炭税の税率の特例として税率の段階的な引き上げ(エネルギー起源CO2の排出抑制のために経産大臣又は環境大臣が行う施策に充当)を盛り込んだ平成23年度税制改正法案が今国会に提出。

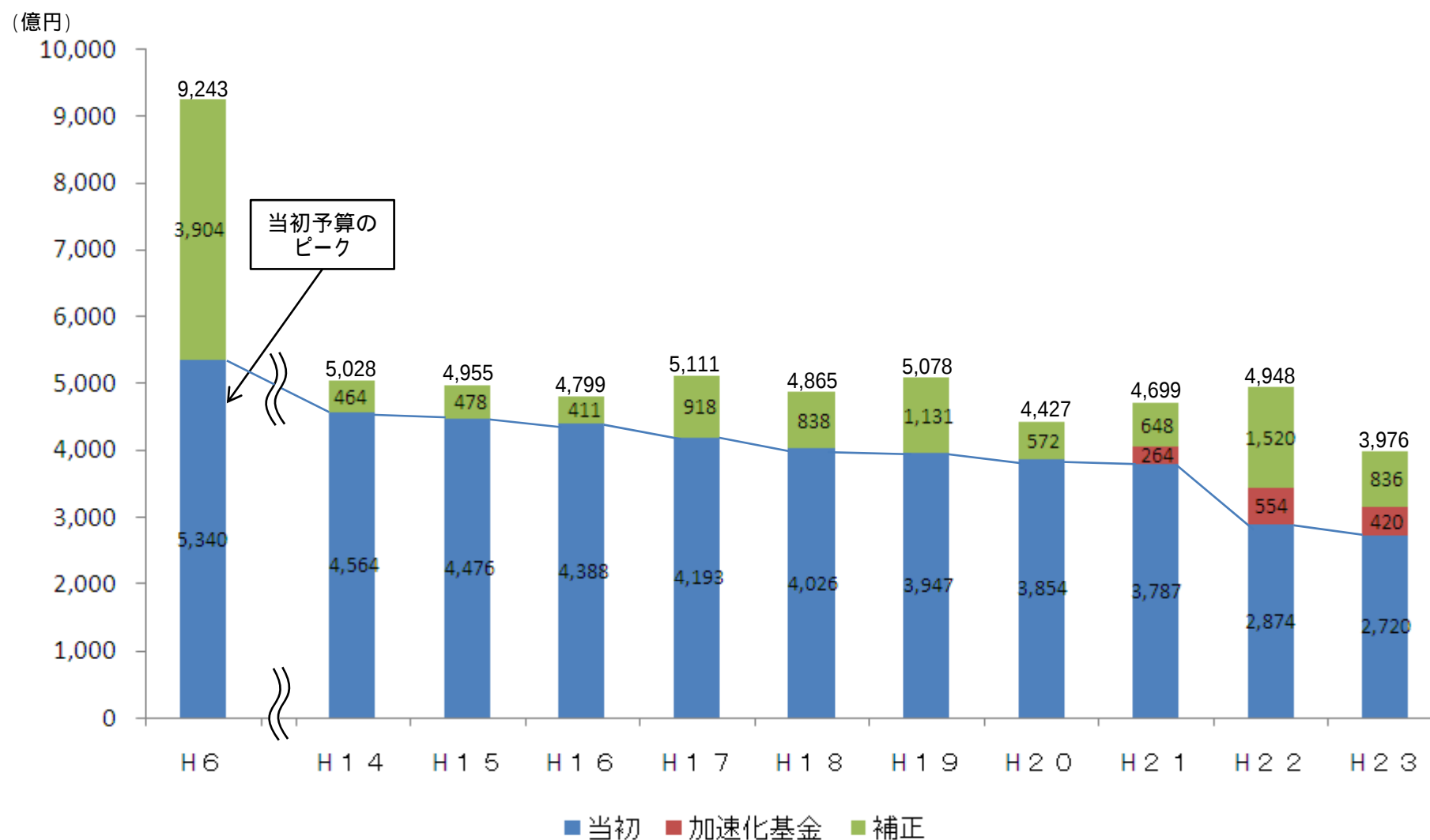
石油石炭税の税率	原油・石油製品	ガス状炭化水素	石炭
現行	2,040円/kl	1,080円/t	700円/t
改正案(H27.4)	2,800円/kl	1,860円/t	1,370円/t

(改正はH23.10から実施。税率を段階的に引き上げ。)

・平成23年度税制改正法案のうち、石油石炭税の税率の特例の扱いについては、法人税の税率の引下げや個人所得課税の諸控除の見直し等とともに、復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議。

同法案のうち、既存の特例措置の延長等の項目については、別の政府提出の法律案として国会で審議され、6月22日に可決・成立。

林野庁関係予算額の推移



- (注) 1. 平成6年度、平成14年度から平成20年度の補正の額については、前年度の補正予算を計上。
 2. 平成21年度の補正の額については、加速化基金(1,238億円)を除く。(平成21年度から平成23年度の加速化基金として計上。)
 3. 平成22年度、平成23年度の補正の額については、前年度の補正予算と当年度農山漁村地域整備交付金等を計上。